

教育予算の拡充を求める意見書

2011年度政府予算の成立によって、小学校1年生の35人以下学級を実現するために必要な改正義務標準法が施行されることとなった。今回の義務標準法改正条文の附則には、公立小学校の2年生から中学校3年生までの学級編制の標準を順次に改定することと、その他の措置を講ずることについて検討を行うことが求められており、それらに必要な安定した財源の確保に努めることも明記されている。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、どのような環境に育っていても、一定水準の教育を受けられるという「教育の機会均等」は、憲法・教育基本法にも謳われた自明の権利である。しかしながら、我が国のGDPに占める教育費公財政支出の割合は、OECD加盟国(28カ国)の中において最下位であり、教育に対する公財政支出が国際的にも低いと言わざるを得ない。そして、そのしわ寄せが国民の家計を大きく圧迫しており、親の経済力の違いによる「教育格差」の問題ともなっている。さらに、地方自治体財政においても、義務教育費国庫負担制度の国負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことで、多くの地方自治体が財政的な圧迫・制約を受け、自治体間格差の広がりが懸念されていることは言うまでもない。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があることから、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成する上で義務教育水準の維持向上を図ることが極めて重要であることに鑑み、小学校の第2学年から第6学年まで及び中学校に係る学級編制の標準を順次改定するとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めること。
- 2 教育の機会均等と教育水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年 9 月 28 日

佐賀県嬉野市議会
副議長 田口 好秋

内閣総理大臣	野田佳彦
衆議院議長	横路孝弘
参議院議長	平田健二
総務大臣	川端達夫
財務大臣	安住淳
文部科学大臣	平野博文 宛て